

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（645））
2. 日時：平成30年2月5日 13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他5名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち「43条 重大事故等対処設備」について説明があり、原子力規制庁から以下の指摘を行った。

- 高圧代替注水系が機能喪失する溢水高さは、設置許可基準規則第9条に基づく、設計基準事故対処設備の溢水高さの考え方と整合を図ること。
- 想定破損を考慮する溢水評価については、水密区画を明確にした上で、溢水源から除外又は溢水量を低く評価する場合の考え方を示すとともに、想定破損、地震時（スロッシングを含む）、火災時のそれぞれについて機能喪失する機器を整理して提示すること。
- 高圧代替注水系は、ポンプの駆動源である蒸気供給配管の一部及び原子炉への注水配管の一部を原子炉隔離時冷却系（以下「RCIC」という。）と共有し、水源であるサプレッション・プールからの水の供給配管の一部を高圧炉心スプレイ系（以下「HPCS」という。）と共有するため、高圧代替注水系が共通要因によって、RCIC及びHPCSと同時に機能喪失しないことを想定する配管の破損に着目して整理して示すこと。

- (2) 日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：第43条】
- ・ 常設高圧代替注入系ポンプ機能喪失ケースについて